

平成22年刑（わ）第2949号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

納品書等公務所照会請求および物提出命令申立書

2011年10月17日

東京地方裁判所刑事10部 御中

弁護士 萩 尾 健 太

同 大 口 昭 彦

同 長 谷 川 直 彦

同 河 村 健 夫

1 提出済みの申立書に対する回答について

弁護人の2011年9月16日付け公務所照会請求および物提出命令申立書に対し、平成23年10月5日付け東京高裁総第002958号で東京高等裁判所事務局長岡健太郎名で回答がなされた（以下、「本回答」という。）。本回答によれば、本件事件当時（2010年8月10日）、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門上付近の同庁舎2階にビデオカメラは設置されておらず、ビデオカメラが設置されたのは同年10月6日とのことである。

2 回答は信用できない

裁判所の照会に対して回答した東京高等裁判所事務局長岡健太郎は、何を隠そう本件事件で被告人を告発した張本人である。即ち、本件事件を「刑事事件化」した一方当事者である。自ら告発し、今なお被告人を被告人席に座らせている当事者が自らが不利になるような回答をするとは考えられず、本回答の信用性は極めて疑わしい。

従って、本回答の信用性を裏付けるためには、ビデオカメラの取付業者の納品書または納品を裏付ける書面（以下、「納品書等」という。）が必要不可欠である。

3 結論

よって、東京高等裁判所の事務局に、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門上付近の同庁舎2階にビデオカメラの設置に関する納品書等を刑事訴訟法279条に基づき任意に提出するか否かを照会し、もし東京高等裁判所事務局が任意提出に応じない場合は、同法99条2項に基づき納品書等への提出命令を求める。

以上